

郡山市長 原 正 夫 様

台風 15 号水害に係る
今後の対策に関する提言書

平成 24 年 2 月 23 日

郡山市議会議長 大 内 嘉 明

平成 23 年 9 月 21 日から県内全域に大雨をもたらした台風 15 号は、本市においても昭和 61 年の「8.5 水害」を上回る被害となるなど、水害対策は本市においての重要課題の一つとなっている。

こうした中、議会としては、台風 15 号による被災市民の生活再建を喫緊の課題と捉え、平成 23 年 12 月 16 日に「東日本大震災及び台風 15 号水害対策に係る生活支援に関する提言書」を市に対し提出し、被災市民への更なる生活支援策を講じるよう求めたところである。

郡山市は、地形の関係で市内に降り注ぐほとんどの雨が、最終的に阿武隈川にむけて流れることから、被害軽減のためには、水量と速さを調整するなどの総合的な治水対策を着実に進める必要があり、こうした対策には、多くの時間と労力を要することから、早期に計画を立てることが求められる。

近年の気候変動を鑑みると、今後も大雨が予想されることから、今回の水害の原因究明と、今後の被害軽減のための必要な施策を講じるよう、以下の項目について提言する。

1 水害の原因究明について

- ・ 水害発生時の南川樋管については、市と国の見解に相違があるため、第三者機関へ調査依頼をし、その結果を被災市民に説明すること。
- ・ 古川ポンプ場のポンプ停止の原因究明にあたっては、第三者機関へ調査依頼をし、その結果を被災市民に説明すること。

2 関係機関との連携について

- ・ 国、県等の関係機関との連絡体制を強化し、連携協力の在り方などを再検証し、広域的な治水対策に係る協議会を設置するよう国、県に求めること。
- ・ 市と地域自主防災組織などとのさらなる協力連携の仕組みを構築すること。

3 阿武隈川及び支川対策について

- ・ 阿武隈川の川底の掘削については、放射性物質の処理に考慮し、早急に進めるよう国に求めること。
- ・ 阿武隈川無堤地区の早期整備及び堤防のかさ上げや、上流域の対策として、浜尾遊水地の貯水量の増加などを国に求めること。
- ・ 阿武隈川、逢瀬川、南川等に補償型遊水地も含めた遊水地の整備を図るよう国、県に求めること。

4 浸水対策について

- ・ ポンプ場管理及び可動式ポンプの業務委託については、緊急性や機動力に配慮した契約内容となるよう見直しを図ること。
- ・ 常設ポンプ場と可動式ポンプの機能強化と点検方法の見直しを図ること。
また、可動式ポンプの運搬方法、配置基準などを再検証すること。
- ・ ため池の機能向上や、地下貯留槽の建設、及び大型駐車場、広場などを臨時貯水池として活用するなど、雨水流出抑制対策を図ること。
- ・ 雨水幹線の整備については、計画を前倒しするなどスピードアップを図ること。

5 避難について

- ・ 市民の生命と財産を守る観点から、避難準備体制の整備や避難基準の見直しを図り、できることを今年から早急に実施すること。
- ・ 洪水氾濫地区においては、防災行政無線に代わる災害時緊急速報（エリアメール）などの新たな情報伝達手段を講じること。
- ・ 収容避難場所となる、公民館、小学校等には、必要最小限の災害備蓄品を配備すること。
- ・ 女性の視点に立ち、プライバシーの保護などを考慮した避難所運営とすること。
- ・ 障がい者などの災害時要援護者に対する避難体制、避難所受け入れ体制の強化のため、障がい者団体などの関係機関と連携し、対策を講じること。

- ・ 避難所においては、テレビを設置するなど、被災者に情報を提供できるよう環境の整備を図ること。
- ・ 市民に対する避難勧告、避難指示等の発令を迅速かつ正確に行うよう、阿久津水位観測所以外にも、上流の水位観測所の水位データも参考とすること。
- ・ 市内の雨量を詳細に把握するため、雨量計の増設を図ること。
- ・ 避難時に必要な救命ボートなどの配備の増強を図ること。

6 組織体制について

- ・ 災害対応にあたっては、今回の水害を教訓に、災害対応経験職員を即座に参集させるなど、実効性を考慮すること。
- ・ 市長を補佐して、全庁にわたり統括する役割を担う職として、「(仮称)危機管理監」を配置すること。
- ・ 災害対策地区本部である行政センターと災害情報を共有できる体制を強化すること。

7 ハザードマップについて

- ・ 浸水被害の軽減を図るため、内水ハザードマップを市民の意見を取り入れながら作成すること。

8 記録の保存について

- ・ 水害の記録集を作成し、パネル展示などにより継続的に市民の目に触れる場を設置すること。